

社会福祉法人七野会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款施行細則第6条および第12条により社会福祉法人七野会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款15条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とし、職員と兼務するものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等とは、この法人が役員または評議員に対し、職務に伴う責任の対価として支給するものをいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には職員給与規則に基づく給与と賞与の他に、別表に定める役員手当を支給することができる。

2 常勤役員の退職にあたって、職員退職金規程に基づく退職金を支給することができるが、役員²の地位たることによる退職慰労金は支給しない。

3 評議員および非常勤役員には、別表に掲げる報酬を支給することができる。

(役員報酬の総額)

第4条 役員報酬の総額(職員給与含む)は、理事は年5970万円、監事は年30万円までとする。

(報酬等の額)

第5条 常勤役員の報酬月額¹は、別表1に定める支給率とし、各々の役員の報酬月額は、理事長が理事会の承認を経て決定する。

2 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表2に定める評議員の報酬に定める額とする。

3 非常勤役員の報酬は、別表3および別表4に定める非常勤役員の報酬に定める額とする。

(費用)

第6条 費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、

前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(準用)

第7条 役員報酬等の支給に関し、職員を兼務する役員には、この規程に定めのない事項（支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、別に定める職員給与規則を準用する。

2 職員を兼務しない役員等に対する報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき額を控除して、月ごとにまとめて現金または銀行振り込みで支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年11月22日 一部改正

平成30年11月27日 一部改正

令和3年6月25日 一部改正

別表1

名 称	報酬支給率
理事長役員手当(月額)	職員給与本俸額×3%
常勤役員手当(月額)	職員給与本俸額×2%

※職員給与本俸額は、職員給与俸給表3級を適用する。

支給方法は、職員給与のうち役責手当と合算して支給する。

格付け、昇給、各種手当については、職員給与規則を適用する。

別表2

名 称	報 酬	備 考
評議員会議出席報酬	10,000円	

別表3

非常勤理事会議出席報酬	10,000円	
非常勤理事業務報酬	10,000円	4時間を超える場合 20,000円

別表4

名 称	報 酬	備 考
非常勤監事会議出席報酬	10,000円	
非常勤監事業務報酬	10,000円	4時間を超える場合 20,000円